

平塚市ふじみ野1丁目付近配水管改良工事(DB方式)基本協定書

「平塚市ふじみ野1丁目付近配水管改良工事(DB方式)」(以下「本工事」という。)に関して、神奈川県企業庁平塚水道営業所長(以下「水道営業所長」という。)及び〇〇〇〇(以下「優先交渉権者」という。)は、以下のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は本工事について、水道営業所長が実施した応募手続において、優先交渉権者を選定したことを確認し、水道営業所長と優先交渉権者による本工事に関する各契約の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者の義務)

第2条 本工事に関し、優先交渉権者は、募集要項等、技術提案書及び本工事に関する各契約の規定に従って、各契約で定められた業務を誠実に実施する。

2 本工事優先交渉権者は、構成企業の種別を問わず本工事の全部につき、その円滑な実施のため、相互に誠実に協力をしなければならない。また、代表企業は、各構成企業間の調整業務を誠実に遂行する。

3 水道営業所長及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から各契約の締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行する。

(契約の締結)

第3条 水道営業所長及び優先交渉権者は、本協定の締結後、令和〇年〇月〇日までに設計業務委託契約を締結する。

2 水道営業所長及び優先交渉権者は、令和〇年〇月〇日までを目処として工事監理業務委託契約を締結する。

3 水道営業所長及び優先交渉権者は、令和〇年〇月〇日までを目処として施工業務契約を締結する。

(契約手続き)

第4条 設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約について、水道営業所長は、優先交渉権者より提出された提案書類に示す価格に基づく見積書を徴取した上で、各業務委託契約を締結する。

2 施工業務契約について、水道営業所長は優先交渉権者から引渡しを受けた設計成果品を基に算出した、工事費の内訳が確認できる内訳書を付した見積書を徴取したうえで施工業務契約を締結する。

3 前項の契約価格は、以下の算定式に基づいて算定される。

施工業務価格＝設計業務の詳細設計に基づく神奈川県企業庁の積算基準による積算価格×
請負率

請負率＝提案価格/見積上限価格

ただし、施工業務価格は工事施工業務に関する当初提案価格を上限とするが、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等においては、この限りではない。

この場合の施工業務価格については協議して定める。

(試掘調査)

第5条 設計業務を行うに際し、必要に応じて試掘調査を行うことができる。試掘調査を行う場合、水道営業所長は必要な試掘箇所を協議し、試掘調査に係る見積書を徴取した上で、試掘調査に係る施工業務契約を締結する。

2 前項の契約価格は、以下の算定式に基づいて算定される。

施工業務価格＝設計業務の試掘調査に係る神奈川県企業庁の積算基準による積算価格×請負率

請負率＝提案価格/見積上限価格

(各契約の不調)

第6条 各契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、すでに水道営業所長及び優先交渉権者が本工事の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 []年[]月[]日までに優先交渉権者が、正当な理由なく設計業務委託契約もしくは、工事監理業務委託契約を締結しない場合又は契約を締結しない意向が明らかである場合、優先交渉権者は、提案書類に記載されている当該委託契約の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額を違約金として水道営業所長に対して支払うものとする。
- 3 優先交渉権者が正当な理由なく施工業務契約を締結しない場合又は締結しない意向が明らかである場合、優先交渉権者は、第4条第3項により算定される当該契約の契約金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額を違約金として水道営業所長に対して支払うものとする。
- 4 前2項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより水道営業所長が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が損害賠償の請求を行うことを妨げない。

(契約の不締結)

第7条 水道営業所長は次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。

- (1) 予算等の措置が講じられていないとき。
 - (2) 優先交渉権者の経営状態が健全でないと認められるとき。
 - (3) 優先交渉権者が建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けているとき。
 - (4) 設計業務委託の成果品の内容が、優先交渉権者の提出した技術提案書の内容を反映したものでないと認められるとき。
 - (5) その他優先交渉権者と契約を締結することが不適切であると認められるとき。
- 2 優先交渉権者は次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。
- (1) 水道営業所長の承諾を得たとき。
 - (2) 天災その他避けることができない事変のため契約を締結することができないとき。

(水道営業所長の解除権)

第8条 水道営業所長は前条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、この協定を解除することができる。

- 2 水道営業所長は、優先交渉権者が前条第1項第2号から第5号の規定のいずれかに該当するため前項の規定に基づきこの協定を解除したときは、水道営業所長に生じた実際の損害額について、優先交渉権者に対して損害賠償を請求することができる。

(有効期限)

第9条 本協定は、本協定の締結の日から工事監理業務委託契約及び施工業務契約が締結された日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第10条から第13条までは各契約が全て完了するまで、第7条、第8条、第14条、第15条の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有する。

- 2 設計契約締結後、各契約のいずれもが締結に至らなかった場合には、本協定のうち、設計契約に関する部分のみ有効に存続する（ただし、設計契約が、当該契約の定めに従って終了した場合を除く。）。

(統括管理技術者)

第10条 代表企業は、本協定の締結後速やかに、本工事期間中にわたり本工事全体を統括する統括管理技術者1名を配置し、水道営業所長に当該統括管理技術者の氏名その他必要な事項を届け出て、水道営業所長の承諾を得なければならず、統括管理技術者を変更した場合も同様とする。

2 統括管理技術者は本協定の履行に関し、本工事の設計業務、工事監理業務、施工業務に至る本工事全体のマネジメントを行うものとし、本工事全体が要求水準書に定める品質を達成できるよう、各構成企業との相互調整を行い本工事の推進を図るものとする。また、統括管理技術者は、本工事の全般にわたって水道営業所長との連絡窓口を務めるものとし、各構成企業はこれに協力するものとする。

3 水道営業所長は、統括管理技術者がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、代表企業に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置（統括管理技術者の変更を含む。）を講ずることを求めることができる。

4 代表企業は、前項の請求があった場合当該事項について決定し、その結果を水道営業所長に対し請求を受けた日から10日以内に書面をもって通知しなければならない。

(設計業務管理技術者)

第11条 設計業務管理技術者は、設計業務の段階から施工業務に必要な情報を共有し、履行期間内に施工業務が終了し、また、本工事全体が要求水準書等に定める品質を達成できるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、設計業務契約締結前の期間にあつては、参加資格確認申請において提案された配置予定技術者が行うこととする。

(工事監理業務管理技術者)

第12条 工事監理業務管理技術者は、設計業務の段階から施工業務に必要な情報を共有し、履行期間内に施工業務が完了し、また、工事全体が要求水準書に定める品質を達成できるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、工事監理業務契約締結前の期間にあつては、参加資格確認申請において提案された配置予定技術者が行うこととする。

(主任技術者等)

第13条 主任技術者等は、設計業務の段階から施工業務の情報を共有し、履行期間内に施工業務が完了し、また、工事全体が要求水準書に定める品質を達成できるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、施工業務契約締結前の期間にあつては、参加資格確認申請において提案された配置予定技術者が行うこととする。

(権限義務の譲渡等)

第14条 優先交渉権者は水道営業所長の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(機密保持等)

第15条 優先交渉権者は、本協定に関連して水道営業所長から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し又は水道営業所長の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第16条 本協定に規定する各事項は、水道営業所長及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第17条 本協定は日本国の法令に準拠するものとし、本協定に係る訴訟については日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(書面主義)

第18条 本協定に定める申出、通知および契約の締結は、書面により行う。

(その他)

第19条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、水道営業所長と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、水道営業所長及び優先交渉権者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

水道営業所長 住 所
氏 名 印

優先交渉権者 ○○共同企業体

(代表企業) 住 所
氏 名 印

(構成企業) 住 所
氏 名 印

(構成企業) 住 所
氏 名 印